

○パートナーシップ構築宣言ひな形 新旧対照表

改正後	改正前
<p>前文 [略]</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>③手形などの支払条件 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。 ※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。</p>	<p>前文 [略]</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>③手形などの支払条件 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。 ※手形には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。 ※下請代金支払遅延等防止法に基づき親事業者へ指導する際の基準において、現在は「繊維業は90日、その他業種は120日」（これを超えるサイトの場合には手形を交付した親事業者は指導の対象となる）となっているところ、令和6年11月に「業種を問わず60日」に変更することが検討されています。下請代金支払遅延等防止法の基準が変更された場合には、本ひな形もそれに合わせて改正する予定です。</p>